

溝渠使用条例に係る手続き要綱

(総則)

第1条 本市の溝渠使用の手続きについては、溝渠使用条例（昭和30年4月1日条例第12号）に定めがあるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「溝渠」とは次の各号に掲げる用地又は施設をいう。

- (1) 建設部自然環境・河川課河川担当が所管する河川水路用地。
- (2) 前号に掲げる用地内の護岸、管渠その他管理上必要な施設。

(自費施行の届出)

第3条 溝渠使用の申請時に溝渠の工事が伴うものについて、市長に届出書（別記様式1）を併せて提出すること。

(着工届)

第4条 溝渠の工事をしようとする者は、当該工事に着手しようとする日を含む7日前までに、市長に着工届（別記様式2）を提出すること。

(しゅん工届)

第5条 溝渠の工事はしゅん工後、速やかに市長にしゅん工届（別記様式3）を提出し、検査を受けること。

(施設の引継ぎ)

第6条 溝渠の工事について、市に管理を引継ぐものについては第5条における検査完了後、速やかに市長に引継書（別記様式4）を提出し、施設を引継ぐこと。

(一時使用の承認)

第7条 期間を定め、即座に撤去可能な状態で溝渠を一時的に使用する行為については、使用する日を含む7日前までに、市長に使用届（別記様式5）を提出すること。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式1
(第3条関係)

自費施行届出書

年 月 日

(あて先)
横須賀市長

〒
(届出者) 住 所

氏 名

連絡先

次のとおり、自費施行について届け出ます。

1 施行場所

(河川名：)

2 目 的

3 施行面積

4 施設の構造

5 工 期 年 月 日 から 年 月 日

- 備考**
- 1 位置図、平面図、縦・横断面図、構造図、現況写真、境界確定図、その他市長が必要と認める書類を添付すること。
 - 2 平面図には、工事箇所及び付近の排水施設や方向、河川管理施設等工事をしようとする場所の現況を明示すること。
 - 3 届け出した内容の変更が生じた場合、変更する箇所を赤色で明示し、届け出すること。
 - 4 書類は正・副の2部を提出し、一部を返却します。

別記様式2
(第4条関係)

着工届

年 月 日

(あて先)
横須賀市長

〒
(届出者) 住 所

氏 名

連絡先

次のとおり、着工しますので届け出ます。

1 許可年月日 年 月 日

2 番 号

3 場 所

4 予定工期 年 月 日 から 年 月 日

5 現場責任者
連 絡 先

別記様式3
(第5条関係)

しゅん工届

年 月 日

(あて先)
横須賀市長

〒
(届出者) 住 所

氏 名

連絡先

次のとおり、しゅん工しましたので届け出ます。

- 1 許可年月日 年 月 日
- 2 番 号
- 3 場 所
- 4 工 期 年 月 日 から 年 月 日
- 5 現場責任者
連 絡 先

備考 施工前・中・後の写真をPDF形式で提出すること

市記入欄	
検査日	年 月 日

別記様式4
(第6条関係)

施設引継書

年 月 日

(あて先)
横須賀市長

〒
(届出者) 住 所

氏 名

連絡先

次のとおり、検査に合格した施設について、横須賀市に引継ぎます。

- 1 許可年月日 年 月 日
- 2 番 号
- 3 場 所
- 4 施 設
- 5 検査年月日 年 月 日
- 6 現場責任者
連 絡 先

別記様式5
(第7条関係)

溝渠一時使用届

年 月 日

(あて先)
横須賀市長

〒
(届出者) 住 所

氏 名

連絡先

次のとおり、溝渠を使用したいので届け出ます。
なお、使用に際しては、下記の注意事項を遵守します。

- 1 場 所
(河川名：)
- 2 使用目的
- 3 使用日時 年 月 日 から 年 月 日
時 分 から 時 分 まで
- 4 使用責任者 住所
氏名
連絡先
- 5 添付書類 案内図、使用（行事）用途がわかるもの
- 6 注意事項
 1. 排他的・独占的な使用を保証するものではありません。
 2. 使用中に第三者に損害を与えた場合は、届出者の責任で対応すること。
 3. 使用に際し、公共施設等を損傷または汚損しないよう留意し、使用後は清掃し、使用によって生じたゴミ等は使用者にて処理すること。
 4. 使用に際し、気象条件等により、危険が生じる可能性がある場合は速やかに撤収すること。
 5. 市が管理上必要と認める指示に従うこと。